

令和 6 年第 2 回定例会

美郷町議会会議録(第 2 号)

令和 6 年 6 月 4 日

美 郷 町 議 会

令和 6 年第 2 回美郷町議会定例会会議録（第 2 日目）

令和 6 年 6 月 4 日（火曜日）

◎開会日時 令和 6 年 6 月 4 日 午前 10 時 00 分 開会
◎散会日時 令和 6 年 6 月 4 日 午後 2 時 55 分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 児玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋 奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠員 11番 小路 文喜君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西 ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田村 靖君	町民生活課長	黒田 和幸君
健康福祉課長	海野 勝弥君	建設課長	佐藤 文幸君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	田常 浩二君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮
君			
南郷地域課長	田中 幸生君	北郷地域課長	長田 孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

会議録

令和6年6月4日
午前10時00分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」おはようございます。御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。

本日は、一般質問であります。

傍聴に来ていただいております。御礼を申し上げます。

【議長 那須 富重】

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。

広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許可します。

【議長 那須 富重】

今回、一般質問の通告がありました議員は4名であります。

本日は4名の一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

2番、早川 節夫議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

おはようございます。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

今、物価と燃料と肥料と高騰が続いていると聞きますとガスも上がる、宮崎市では水道料金も上がるというようなことも聞いております。もう上がるものはあっても下がるものがない今の状況でございます。大変な時期かと思いますが、町の行政に対しても本当にしわ寄せがたくさん来る時期ではないかと思っております。この状況を乗り越えて、いいまちづくりをしていきたいなと考えております。よろしくお願いします。

それでは、私は今回、農業・林業振興についての質問を1点に絞ってさせていただきます。特に、美郷町は農業林業が主な産業と思っております。このことは、令和6年度施政方針の中で、「農林業の振興は最大重点課題であり、重点的に取り組んでいく。特に、担い手の確保と育成・対策の充実を図り、農林業の振興と地域活性化を推進します」と記載されております。町も重要視しています。このことを踏ま

えて次のことを伺いたいと思います。

まずは受託組織の支援や担い手対策についてです。令和6年度当初予算主要事業等説明資料によりますと、「集落内の受託組合の支援を図ることにより、集落内の遊休農地を未然に防ぎ、また担い手となる農家の所得を図る」とありますが、組織の支援に力を入れることで担い手になる農家の所得向上につなげていく。このことは受託組織の支援を図ることで組織会員外の方の分の田んぼ等を請け負って、遊休農地を未然に防ぎ少しでも所得向上につなげていく狙いがあると思うが、このことについてもう少し詳しく伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。本日4名の方々の一般質問ということでございます。よろしくお願ひいたします。

今回の答弁からは、各課長が一生懸命作った答弁書をしっかりと読み上げたいと思っております。

なぜかという話ですが、やはり各課長の答弁の能力のアップということ、そして議会が質問したことに対して的確に答えられているか、そしてなおかつ理解ができるかという話をすれば、それ以上の質問は出てこないだろうと思います。自分にとっても一番いいことかなと思います。今まではある程度、自分の主観を入れながら答弁をしていましたので、今からは答弁能力といいますか、その企画力を上げるためにも、担当課長の答弁書をしっかりと読み上げていきたいと思っております。

そこで議員のおっしゃる質問ですけど、高齢化が進む美郷町では、農作業受託組織や集落営農組織、農業生産法人等が多くの農地で農業生産活動を行っております。

また、畜産農家や個人でも多くの農地を借り受け、作付から収穫まで行うなど、遊休農地化の抑制にも寄与しているところでございます。

町はこれらの方々を担い手と位置づけております。議員の言われる主要事業等説明資料は、農作業受託組織支援事業だと思いますが、他の組織や認定農業者等に対しても要件は異なりますが、各種支援を行っております。

これらの組織等への支援は、まず農業経費の削減、低コスト化につながっていると考えております。近年の資材高騰により、農業機械購入や施設の改修・更新には多額の費用を要しており、農業経営を圧迫している一因となっておりますが、この必要経費を支援することは直接、所得向上につながっております。

また、例年、年度初めに行っております受託組織等の調査では、その受託面積は右肩上がりで増加しております。受託組織への支援による組織基盤の強化が図られたことが要因の一つと考えられますが、このことは生産性の向上、労力の軽減に寄与しており、必然的に所得の向上、遊休農地化の未然防止にもつながっているものと認識しているところです。

特に、スマート農業推進事業で支援しております水稻のドローン防除においては、これまで町外の業者へ委託していたものが、ほぼ町内の受託組織等で実施されるようになり、実施面積も急拡大しております。このことは、受託組織等の所得向上だけでなく、水稻農家の負担軽減による農家の所得向上にもつながっているものと考えております。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。本当に組織以外にも個人にもいろいろな農業の援助、助成という形で取り組んでもらっています。本当にありがたいと思っております。

そして特に、今から先美郷町の米作り、農業等を守っていくにはやはり組織の強化が本当に必要になってくると思っております。私個人としても、手助けをしていただければ本当にありがたいこと思っております。

地域農業振興に大いに貢献している農業受託組織、個人も含めますが、機械購入及び施設の改修、更新に対する支援策等が設けられています。これから先も農業受託組合の支援は、特に必要になってくると思っております。集落内の水稻面積維持と受託組織の維持につなげていくという考え方であれば、この支援事業をもう少し見直して使い勝手のいい支援策とすることができないのかなといつも思っております。

特に受託組織ではトラクターやコンバイン、大型米乾燥機、粒摺り機一式と数多くの機械を保有しております。

例えば機械を1台購入する、例えば機械を1台切替えをするための申請をして助成を受けると、7年間は次の申込みができない。7年というのは、減価償却の関係があるのかなと思っているところです。しかし、機械を多く保有している受託組合にとっては、これは少し使い勝手が悪いのかなと。支援策としてもう少し力を入れてあげることはできないのかなと思っているところです。水稻面積の維持と受託組織の維持のために必要なことと考えていますので、見直し等を考えていないのか、お伺いします。よろしくお願ひします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

3月31日現在で農作業の受託組織は11組織あります。集落営農組織が5組織、

そして農業法人が3法人、一般農業法人が6法人、そして認定農業者5法人、それらを除く45名が、いろいろな形で頑張っていただいております。

議員の言われるとおり担い手不足、高齢農業者のリタイヤが進む中、農作業受託組織は地域農業振興に大きく貢献をしております。これは受託組織のみならず集落営農組織や認定農業者も同様であります。

本町では、それぞれ農作業受託組織支援事業、集落営農推進事業、就農対策事業により、機械購入や施設の改修、更新の助成を行っています。

機械購入につきましては、本事業利用者からの要望や、国税庁が示しております農業用機械の耐用年数を考慮し、令和2年3月31日にも要綱の見直しを行いました。それまで10年に1台限りの縛りを7年に改正し、支援の拡充を図ったところでございます。

しかしながら、水稻作業受託を重点に行っている認定農業者については、多くの機械を必要とするため、7年に1台限りでは規模拡大が難しい状況にありました。このため、本年度より受託面積の拡大を要件に、コンバイン、乾燥機、粉碎機についてもそれぞれ7年に一度、更新可能としたところです。これにより水田の有効活用、耕作放棄地の未然防止が図られる効果を期待しているところです。

今回、就農者対策事業の改正により2名の認定農業者の方が本事業を活用することとなっております。事業効果が大きいようであれば、受託組織や集落営農組織でも検討を行ってまいりたいと思います。

ここ数年、スマート農業推進事業によりドローン防除を主体とした受託組織が増加しております。これを除く受託組織や構成員の数は、ほぼ横ばいです。高齢者のリタイアにより受託面積が増加している中、以前と変わらず作業を請け負うことができるのは機械化による作業の効率化、労力の軽減等が上げられます。

町としましては、中山間地域では様々な面で深刻な問題となる耕作放棄地の増加を抑制するためにも、担い手となる受託組織やこれに類する団体や個人の支援は引き続き、行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。今私が少し聞き漏らしたのかもしれません。トラクター、コンバイン、乾燥機、粉碎機、数多くの機械を持っている受託組合等が主になると思います。例えば、コンバイン1台申請して、その補助をもらうと7年を経過しないと、他の機械の助成ができないという制度なのか、いま一度お聞かせ願います。よろしくお願ひします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今、2名の方が認定農業者になってやっていく中で、非常に効果が大きいようであれば、受託組織という話をしております。

昔は畜産農家が一番だったと思いますが、トラクターが傷むという話でした。トラクターも10年ではもないという話で、その当時に7年間にしました。それでも毎日、毎日稼働すれば痛むという話あります。

そういう中で精査をしながら、町が補助することによって効果が著しく上がるという判断ができれば、組織等にもつなげていく方法を取っていきたいと。背景には、そうせざるを得ない状況があります。そういう方法で美郷町の農業を守っていきたいと思うところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。特に、受託組織であればコンバインを2台、トラクターを2台、大型乾燥機を5台、それを乾燥した米を粒する機械一式等が多くあります。

ある受託組合は、コンバインが一番お金がかかるということで、コンバインで申請をして補助をいただきました。乾燥機等については、農作業をする期間で上がった収益、働いた人達に給料を払って、残った分を蓄えておいて、乾燥機などの入替えに充てているのが実情かなと思っております。

もしできることであれば、考慮していただいて、1台ではなくコンバインやトラクター、乾燥機を同時に申請はちょっと難しいでしょうから、5年または7年で切替えができる体制づくりをしていただければありがたいと思っております。そういうことも考えていただきながら、よろしくお願ひしたいなと思っています。

それでは次に、農業と林業と美郷町には本当に産業とする分野が広くございます。美郷町は高齢化も進んで林業・農業も継いでくれる後継者が少ないので現状です。

林業でいいますと、伐採後の地ごしらえ、植栽、下刈りや造林をする作業員、後継者がどんどん少なくなっています。北郷の場合は、今、辞めていく作業員が多いというのが現状でございます。

この仕事が続かないというのは、やはり低所得が原因なのかなと思います。そして、夏場は特にきついです。酷暑手当等を出して、少しでも給料のベースアップにつなげていく手助けもしていただいております。

また、本年度から補助制度も変わって県が50%、町が50%という補助率で見直しをし、給料アップにつなげる計画があると聞いております。そのことについて、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか、よろしくお願ひします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に担い手、担い手ということをずっと言われてきております。結局、人口減少の中で担い手が少なくなっていることは、御案内のとおりであります。全いろいろなものに弊害を与えてているのは、やはり人口減少だと思っております。仕事を均等に分散していけばいいのですが、どこかに偏るというなかなか難しい部分があります。

その中でどうしていくかということであります。本町では、これまで農林業に対する様々な支援策を講じております。その中には、他の市町村にはない町独自の支援策もございます。

支援の目的は、農林業者の所得向上、農林業の維持、担い手や後継者の確保・育成等々でございます。

これらの支援策において、目的がおおむね達成され役目を終えたもの、支援の効果が少ないものについては、縮小や廃止を行っているところです。ほとんどの支援策は、継続して実施しているところです。

新たな対策を立ち上げ取り組むことも必要だとは考えております。しかし、人口が減少していく中、現在の支援策を継続して、現状を維持していくことも必要だと考えているところです。

担い手対策の一つとして、現在、農業関係では経営の不安定な就農初期段階の就農者へ、林業関係では特用林産物に特化して新規就農を目指す担い手へ給付金を給付する事業を、国県の補助事業に加えて町の単独事業でも実施しているところです。

担い手の確保とともに町内への移住促進にも十分貢献しているため、本事業のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年度より造林事業に携わる林業従事者を対象として、苛酷な夏場の下刈作業を支援する酷暑作業特別手当支給事業を創設し、就労条件改善による担い手確保の取組も行っております。

本事業につきましても、事業の効果を検証しながら適用範囲の緩和や拡充を検討してまいります。

さらに、本年度は宮崎県が提唱しております3つの日本一挑戦プロジェクトの1つであります「グリーン成長プロジェクト」で再造林に要する経費の一部を県と市町村で支援する取組も行われる予定です。まだ具体的な内容は定まっておりませんが、本事業により林業従事者の所得向上につながるものと期待しているところです。

いろいろ難しい部分があり、働く人たちの生活の安定も頭に入れながら対策を練っていくことがあります。

山とすれば、やはり木材価格が非常に重要な位置づけになってくると思っております。その木材価格が山元に、そしてそこで働く従業員に跳ね返っていくために行

政は手助けをしていくという位置付けです。今後ともいろいろな御提案があれば、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。特用林産物に関しては、担い手等も安定してきているとと思っております。

やはり一番問題なのは、山を守っていく、植栽や造林をして6年、7年かけて森を育てていく、山を育てていくというその働く人たちの確保が本当に難しいと思っています。Uターンで帰ってくる人も少なく、その仕事をやってもらうために農業大学校などに声をかけては。農業大学では伐採の方に足が進んで、造林の方には足が進まないというのが現状かと思っています。

「山を守る」「森を守る」という仕事を移住定住と合わせてできないかなと思っているところです。美郷町の仕事として、年間を通して仕事がありますという呼びかけをする移住対策もあるのかなと考えています。そうしていかないと、恐らく山を持っておられる高齢者は、子供達がなかなか帰ってきて山を継いでくれない、山の手入れもしてくれない、荒れ放題になってどうしたらいいのか。やはり人を集めて守っていくことも大事なのかなと思っております。林業に関しましては、そういう方法をお願いできればなと思っています。

農業に関しましても、担い手不足です。高校や大学を卒業して、町外に一度出られて、ある程度の年齢で地元に帰ってきて、家の米作り農業を継いでやろうというUターン者が少ないです。

このUターン者が少ないとということは、これから放棄地も増えていくであろうし、受託組合の組織強化をしてもなかなか守っていけないものがいっぱいあると思っています。大規模農業が個人でもできるような支援や対策が大事かなと思っています。

例えば、私の身近な者でまだ50歳になつていませんが、米作りで一町作っていました。近所の方で1人は亡くなつて米作りできなくなり、1人はもう高齢で米作りができなくなり、その分を僕がやりましょうと2町1反預かって、総面積が3町1反になりました。話をいろいろ聞きましたら、機械など設備投資をしながら全て自分で揃えてやってきたということです。自分で乾燥機、糲摺り一式を揃えてやってきた人も出てきております。

美郷町で、そういう人達のためにも支援をして、一つでも多く強固なものしていくことが大事なことかなと思っています。その支援にも力を入れていただいて、美郷町の農業を守っていこうという心構えを持っていただけたらありがたいかなと思っています。もし答弁があれば、よろしくお願ひします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員のおっしゃるとおりで、今から先どうなるのかという話であります。

農林業を誰が支えていくのか、そのことは日本国にとってどうなのか、食料自給率にしてもどうなのかという話が今まで議論されてきたと思います。なかなか結びついていない、災害を考えるとやはりそうなっていると思います。山が持つ多面的機能などを考え合わせると、国土を守っていくのはやはり日本国の使命というか、大きく考えれば必要はあると思います。

その中において、町村はどうするのかということです。議員が言われるように、河川でいえば、上流が滅びる、廃れると下流が非常に大きな災害を受けるという流域治水という話があります。守る人がいなければ、その中で若者が出てきている、またこういう若者に手助けをしていく、組織に手助けをしていくことは必要であろうと思っております。今の組織を十分に補助しながら、そしてまた新たにその組織の中に、あるいは新しい組織をつくっていける若者を育てるために、町ばかりではなく皆さんと共にやっていく必要はあると思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫議員。

【2番 早川 節夫】

ありがとうございます。本当に美郷町の農林業の振興は幅広くあって大変なことかなと思っています。町長が言われるように、今から始める人、今もやっておられる方、そういう組織等の支援強化をぜひ行っていただいて、美郷町の農林業を守っていくためにも、ぜひ力添えをお願いをして私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、2番、早川 節夫議員の質問を終わります。

休憩を挟んで40分から再開したいと思います。

(休憩：午前10時28分)

(再開：午前10時38分)

【議長 那須 富重】

それでは皆さん、全員お揃いのようですので、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

傍聴の方がさらに増えてきておるようでございます。ありがとうございます。

それでは、通告順に質問を許します。

5番、山本 文男議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

貴重な時間を使わせていただきます。本日は危機管理のことについて幾つか質問したいと思います。

まず最初は、有事初動体制の補完業務についてお伺いします。

支所が縮小されてから導入された業務だと思います。どういう経緯で導入されたのか、お伺いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

有事初動体制補完業務であります。それまで総合支所方式での組織がありました。役場の組織機構改革に合わせて、令和元年4月1日から開始をしたところでございます。

業務開始の理由につきましては、令和元年4月1日からの組織機構改革に伴い支所職員を減員したことが主な理由であります。その対策として、有事初動体制補完業務を開始したということであります。

この対応策を検討している同時期に、同年3月20日午後4時頃に南郷神門の長堀地区で発生しました家屋火災により、組織機構改革後の有事初動の在り方について御意見をいただきました。このような背景もございましたが、私の判断により業務を開始したところでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

様々な有事の際に、現在の支所の人員では対処できないのか、今までの業務の成果について実例を含めて示していただきたいと思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この有事初動体制補完業務であります、本所勤務の職員を毎日2名の交代制により各地域課へ派遣し、有事の際に速やかに地域課職員と共に現場での初動活動が行える体制を整備しているものであります。

また、各地区で通報のあった有事対応で、地域課職員が現場に出動した場合には、支所の連絡体制の確保を行っております。

令和5年度における有事初動体制補完業務の従事者が関わった成果について、救急が8件ございました。

内容は、ドクターヘリ要請によるランデブーポイント（離着陸場）の安全管理が3件、交通事故の現場位置確認及び安全管理が3件、転落事故による救急隊の現場誘導が1件、傷病者救助の援助が1件がありました。

火災につきましては、令和5年度はございませんでしたが、令和4年度に1件ございました。その内容は、原野火災における現場位置の確認と消火栓による初期消火を実施しております。

こういう事故とか火災、いろいろなことが想定されますけど、起こらないにこしたことはないと思うところでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

私は災害時のことしか考えていなかったので、様々な有事があることを気づかされました。

有事に備えることが第一とは認識しております。一方では、環境が変わることで出先での事務効率も落ち、往復の移動の時間も合わせると失われる業務量は相当のものと考えます。また、職員が削減されている中、ローテーションを組んでいくことも大変なことだと聞きました。

業務の見直し等について、話合いは行われていると思います。対応に当たった職員からの意見がありましたら、お聞かせください。

細かいことがありましたら担当課長でも結構です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この業務についてですが、いろいろなことが想定されロスもあるということあります。

1つは有事、救急関係に対応する職員の派遣と考えております。また地域を知らない部分がありますので、支所に行って、いろいろな地域をしっかりと把握していくことも頭に入れております。ただ有事の補完業務だけではなくて、そういうことも職員が頭に入れていただき、なおかつスピード感を持っていろいろなことができるのではなかろうか思っております。

詳細について分からぬ部分は、総務課長にお願いをしたいと思います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

御案内のとおり有事初動体制補完業務につきましては毎日2名、両支所ありますので合計4名の派遣になります。

これは、課長を除く本所職員全員での対応ということを基本に始められました。本所で窓口業務をしている職員もローテーションに入ることで始まりました。職員からの御意見は、いろいろございます。

例えば、本所の窓口業務職員が支所に行きますので、窓口業務ができないことや、現場に行くべき日が有事初動に行ってるので、日程を変えざるを得ないなどです。いろいろありますが、業務の趣旨を御理解いただいて職員には当たってもらっています。

仕事の環境がなるべく整うように、自分の持ってるパソコンを支所に運んで、全庁でつながっているケーブルを使用し、本所での仕事と同じようにできるようにし

ております。

ただ、申しましたとおり職員数が年々減少していく中で、ローテーションによって回数が少し多くなってるのは懸念材料の一つでございます。

今後も職員の意見を聞きながら、改善できるところは改善していきたいと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

様々な弊害もあるかと思いますが、有事に備えることが大事だと考えます。

職員はパソコンを持って移動することで、情報の流出問題はちゃんとしているのでしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

本所から支所間の移動については、公用車原則使用でございます。そしてパソコンは、鍵付きのバックに収納して運んでいます。特に本当にパソコンを途中で紛失したり、盗まれたりといったことは非常に心配であります、気をつけるようにいつも言っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

今後も現体制を続けていくのでしょうか。

私が考えることは、消防OBとの連携はできないものか。OBの方は現役の団員よりも消防精神があふれていると思います。けが等による補償の面で難しい面もあると思いますが、連携はできないものかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな内容を含んでいますので、現体制は現体制のままで維持していこうと思っております。議員おっしゃるように、今の体制よりベターだという結論になれば、検討していくことも大切なこと。今までありきではないと思っております。今の体制より、よりいい方向で進み、そして職員の職務の負担軽減そして安全性が図られれば、移行していくこともやぶさかではないと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

補完業務についての質問は終わります。

次に、総合防災訓練の実施についての質問に移ります。

出水期を迎える内でも様々な防災訓練が行われています。台風の大型化、ゲリラ豪雨等、近年、災害の規模が拡大しています。本町でも関係機関と連携の下、災害時の現状を想定したより実践的な訓練が必要となってきていると考えます。質問に入る前に2つ確かめておきたいことがあります。

本日の一般質問に当たり、町長は町の地域防災計画に目を通したでしょうか。これは防災のために処理すべき業務などが具体的に定めた計画で、町民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とするものです。目を通されたでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

防災計画は多岐にわたって非常にページ数が多いと思っております。厚さにして3センチか4センチにならうかと思います。それを全て読み込んでるということではありませんが、大切な部分だけは読み込んでおります。

そしてまた防災会議がありますので、計画は暫時、年次的に修正を加えていきます。日向土木事務所の職員等が集まって、議論していく場があります。そのときに防災計画を再度、読み直しているところです。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

これは前の計画書ですが、町のホームページにこの計画が入っています。

もう一つ確かめたいことがあります。私は平成30年6月定例会でも総合防災訓練について、質問しています。

その中で議事録を見ると、次の質問に町長はこう答えています。「職員の非常招集訓練、災害対策本部設置訓練について伺います。どのくらいの頻度で行われているでしょうか」という私の質問に、町長は「職員の訓練これが非常に重要になってくることかなと思っております。残念ながらまだ1回もしたことがないということあります。消防団は非常訓練をやっていますので、年に1回か2回は抜き打ちで想定して、町外から通ってくる職員もいますので、どこまで対象にして声をかけるかという部分で、これは総務課長と話したんですけど、やる必要があるということです」と答弁されております。「やる必要がある」と答弁されております。

「やる必要がある」という答弁は、実施するに限りなく近い言葉です。そのような訓練を年1回か2回抜き打ちでやっていくのだろうと思っていました。あれから5年程経ちますが、職員の非常招集訓練、災害対策本部設置訓練は何回くらい行ったのでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

申し訳ございませんが、職員の抜き打ちの非常訓練は実施をしておりません。誠に申し訳ありません。

対策本部ですが、いろいろな災害があるごとに設置をしております。その中で3段階に分けております。その中の招集で、職員は自分のテリトリー、持ち場を知っ

てます。それに応じて、招集をかけていきますので、職員はこの防災計画をある程度、熟知していると思います。そこは何とかクリアできていると思います。いかんせんその前の問題ですが、実施しておりません。申し訳ございません。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

この防災計画には、様々な訓練について書かれています。新しい防災計画は51ページです。防災訓練の実施ということで、災害防災訓練の実施についての項目では、「災害時の迅速かつ的確な行動のためには日常からの訓練が重要である。町は関係機関と連携の下、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的・継続的に実施する」。そして、総合防災訓練については、「総合防災訓練は次の基準により総合防災計画を定めて実施する」と書かれています。

実施する期間のことも書かれていて、「5月から8月の間に行う」とあります。また、「水防訓練も要領を定め実施する。これは5月から8月の間に行う」と書かれてあります。

非常参集訓練及び本部の設置運営訓練については、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については実施期間をある程度、想定した上で抜き打ち的実施も検討する。

これ以外にも、ヘリコプターを使った緊急運送のための訓練なども実施すると書かれています。この「実施する」と書かれてありながら実施されないというのはいかがなものかと思います。ヘリコプターを使った訓練まですることを考えておられるのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町はいろいろな形で総合訓練をしなければならないという話ですが、その中の全部はできないということあります。個別ごとであります、年間を通して訓練を行っています。

その個別事でありますが、国・県との災害情報伝達訓練、防災救急隊、防災ヘリ「あおぞら」との救助訓練、山林事故救助訓練、車両事故救助訓練、大規模災害時における院内トリアージ訓練、消防団の救助訓練、日向市消防本部との合同救助訓

練、各施設ごとの防災訓練などを年間通して行っております。全部一遍にやるという話ではなく、個別ごとに取り上げているが現状であります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

ヘリコプターのことは置いておきます。町の総合防災訓練、関係ある団体と連携した防災訓練は実施するつもりなんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今後、予想外といいますか、災害が起こることを前提としてやっていかなければならぬと思っております。人員的なものもあり消防担当3人ではできないことがあります。全部やる必要があると、やらなければならないということで防災計画の中に明記されています。やはりそれは訓練としてやっていきたいと思っております。

訓練をしてないと、そのときになって右往左往すると。幾ら訓練してもボランティアセンターでは、いろいろな問題が起こると聞いております。平成30年に言った抜き打ちという話でありましたが、今後しっかりとその訓練をしていきたいと思っております。

広域と連携していくかという話ですが、しっかりとやるところを決めてやっていくことが大切なと思っております。そういう取組をして、町民の生命・財産を守るようにしていきたいと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

私たち議員は議会だよりに正確に書かないといけないので、もう一度確認します。総合防災訓練を実施するということでおろしいでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

計画に明記されている以上、総務課長としっかりと検討しながらやっていかなければならぬということです。例えば、日向市の消防署と連絡を取りながら、どことやるかまだはっきり分かりませんが、やっていく必要があると思っております。

そのときには、議会でも災害時行動計画をつくっておりますので、これに合わせた議員の皆さんのお助力、お援助も必要になってくると思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

もう一度、総合防災訓練について伺います。

なぜ訓練をするのかということについて、町長は訓練の目的はどのように考えておられますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

訓練の究極の目的は何かという話であります。先ほど言いましたように、町民の生命・財産を守ることという一語に尽きるのではと認識しております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

総合防災訓練の実施については、これで終わりたいと思います。

次に、毎年、実施される自主防災組織による防災訓練に、消防団本部員が各訓練所に配置され団員に講話をを行っていただき、町の持っている情報を発信して啓発を行うべきと考えます。いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

9月1日が防災の日ということで定められています。大正12年だったと思いますが、関東大震災が起こったことで防災の日になっていると思います。

議員がおっしゃいますように、そういう要望等があれば、職員を派遣していく必要はあるかなと。消防団本部員のスキル、情報を町民の方に伝えていく。

そして、総合訓練の中で得た知識や考え方を防災無線や広報誌などで周知徹底を図っているところであります。9月1日が、一斉の統一防災訓練になっておりますので、その場でやっていければ非常に効率的に上がっていかないかと認識をしております。

以上です。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

統一防災訓練時の自主防災組織による防災訓練です。数か所では、救急救命士による講話・実技等が行われています。多くは消火栓や消火器によるもので、形だけの統一防災訓練になっている感じがいたします。

町長は、町が持っている情報を発信してもらうという答弁でした。よろしくお願いします。

私は昨年、地元で開かれた敬老会に令和4年台風14号の折、土石流の直撃を免れ避難していた住民5名が奇跡的に助かった松の越集会センターの写真を持っていました。出席した方々に見てもらうためです。この5名の方たちはもっと安全な避難所に行くはずだったが、避難が遅れてしまいこの集会センターに避難せざるを

得なかったと聞いています。

町には、この台風で得た様々な教訓があると思います。このような事例を統一防災訓練時に示し、町が得た教訓を多くの町民と共有することが町全体の防災意識を高め、早い避難行動につながると考えます。あの時の松の越集会センターの写真は、土石流に挟まれ非常にインパクトのある写真だったと思います。あのような出来事があったということを広報みさとには小さく載ってました。町民のどのくらいの方があの状況を把握しているのか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど、「防災訓練が形だけになっているような気がする」という話がありました。そうではなかろうと私は思っております。しないよりかはしたほうがいいと。

ただ、今の防災訓練は火災に対しての訓練が多いのかなと思っております。今から先はいろいろな災害が起こるということで、あらゆる角度からという話だと思っております。松の越について、早く避難してくださいねという話でしたが、そういうことになったと。

どれだけの人たちが認知しているのかという話です。こちらが一方的にこういうことがあって、どのくらいの人が認知しているというデータを取ってはいないと思います。どのくらいの人が関心を持って、こういうことが起きたと発信をして、議員おっしゃるとおりいかなければならないと。こういうことをしたが結果的に、今後、自分の命は自分で守るという認識から早め早めの行動をと。やはり上区、中区については、地形が非常に悪いという部分があります。今後まだ心配される部分がありますので、早め早めに手を打つ必要があるかなと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

今日は教育長もおいでになっております。この写真は、非常にインパクトのある写真だったと思います。親の避難行動を促すためにも、学校の防災訓練にも活用していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お伺いします。

【教育長 大坪 隆昭】

議長。

【議長 那須 富重】

教育長。

【教育長 大坪 隆昭】

お答えします。学校では避難訓練について、毎年2回から3回、学期ごとに分けて、風水害、それから火災等、不審者侵入に分けて対応しているところです。

今回の松の越のデータを使っての訓練、講話的なものを学校で実施したという知らせは聞いておりません。

ただ、学校の先生方も外部から来ている方がほとんどです。美郷町が抱えている実態として、こういう状況があるんだということを知らせるためにも、御指摘がありましたような取組を今後取り入れていく必要があるのかなと考えているところです。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

よろしくお願ひいたします。

次に、二班団員の活動状況についてお伺いします。

二班団員は実働部隊でもあり、時には後方から支えるなくてはならないベテランの消防団員と思います。

正団員数と二班団員の数、それと二班団員の活動内容、団員報酬、退職金についてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本町消防団の二班団員制度につきましては、45歳を基準として一般の消防団員を退職した者が二班団員として消防団に籍を置き、火災や捜索などの有事、訓練等の限られた消防活動を行う制度であります。

本町消防団では、平成29年度から二班団員の出動は有事対応、防火査察、統一防災訓練の出動を統一基準としております。

令和6年4月1日現在、団員総数448名中、二班団員が142名、32%くら

いを占めております。

実績につきましては、令和3年度が25名、令和4年度が83名、令和5年度が50名の出動実績となっております。こちらで把握している出動は多くありませんが、地域防災の中核として、後方支援として非常にありがたいと思っているところであります。

また、二班団員の報酬等は把握しておりませんので、総務課長から答弁させていただきます。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

二班団員の年間の報酬につきましては、年額1万円で条例で定めております。

また、退職制度も一般団員に準じて行っており、45歳が基本で退団になりますが、そのときに一般団員で退団する場合は、一旦そこで退職金を支給します。

二班団員は、50歳で退団です。50歳で5年間の退職金を支給しています。その後、二班団員の定年が60歳に延長になり、制度の改正を行っている途中です。昨年度の例を申しますと、45歳で退団して一旦、退職金、50歳で退職金、それから60歳で退職した場合の退職金という制度になっております。今その制度の改正をしております。45歳で退団したときに一般団員の退職金、二班団員が退団したときに退職金という2段構えの退職制度に変更しているところです。

ただ、昨年度までに関しては45歳の退団で退職金、前の制度で50歳で5年間の退職金、それから残りはまだ60歳には到達していません。今、二班団員が増えている状況にあります。まだ支給の実績はないのですが、退職金については検討がなされております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

45歳から50歳までの退職金が20万円という話も聞いたことがあります。5年間で20万円でしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

これは県消防共済の退職金の支給の規則に定めている額を支払っています。額は、5年で15万円程度と考えているところでございます。一般団員が18歳ぐらいから45歳まで勤めた時に45万円から50万円程度と思います。15万円程度だったと記憶しております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

二班団員がいらっしゃいます。ところが、現役の消防部長、消防団幹部、O B、複数の方から活動実績のない二班団員がいるとの情報を得ました。真相を伺います。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

二班団員の実績につきましては、こちらで把握している活動に報酬を支払います。二班団員であろうと一般団員であろうと出役しましたら報酬を支払います。その出動実績しかございません。

先ほど、町長が申したとおり令和3年度は11件の有事に25名出勤していただいております。令和4年度が17件の有事等に83名、令和5年度は17件の有事に50名ということです。令和4年度につきましては、台風災害等があり一般団員の他に二班団員もに出役をしていただきました。特に、西郷、南郷につきましては、二班団員もかなり出動をいただいております。

件数は少ないので、火災についても年間1件、2件程度ですが、二班団員の出動をいただいております。

先ほど、町長からもありましたように件数は少ないので、一般団員を下支えしているという献度は非常に大きいと考えております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

いや、課長、私は実績のない二班団員がいるのではないかという質問でした。そのことについて、お答えをお願いします。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

昨年度末の団幹部会議でも議題にしておりました。年々、二班団員の占める割合が多くなっています。出役できない、いわゆる幽霊団員といった人もいるのではないかということで精査をする必要があり、昨年度末の団幹部会で協議をいたしました。

昨年度末の部長会の中で、出動を見込めない二班団員がいた場合は名簿から外し退団をしていただきたいとお願いしているところです。今年度も団員名簿を提出していただいたのですが、142名上がってきました。

今後、うちだけに限らず一般団員にもそういった状況があるのではと日向支部でも非常に議論されているところでございます。確実に消防団員の管理をしないといけないと日頃から常々思っているところでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

実績がない団員に、報酬も退職金も支払う必要はないと思います。
どのように実績を確認しておられるのでしょうか。

【総務課長 甲斐 武彦】

議長。

【議長 那須 富重】

総務課長。

【総務課長 甲斐 武彦】

出動の実績につきましては、各部から出動の実績報告を出していただいております。有事の対応と防火査察、防災訓練の分については、報酬は出すというルールです。それ以外の部分でもいろいろ動いてると聞いております。ポンプ点検などを一緒にしている人も中にはいるらしいです。

それとは別に、本部員にも二班団員が相当な数おります。勤務時間中の活動には、報酬を払いませんので実績には入っておりません。本部団員につきましては、これ以外に相当な数の出役、出動をしてもらっております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

ちょっと分かりにくい答弁でしたが、幽霊団員が存在することは認められるんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

消防団員が減少していく中で、団員の確保が問題になってきたことが前提かなと。その中で、二班団員の活用の現状がそういうことになっています。

議員が、実績がない人達に退職金等を払う必要があるのかという話であれば、本当に考えてみればそうだと思っております。

出役した時の報酬は、部長から報告がありますし、その報酬は払うべきだと。その人達はいろいろな協力をしてくれていると思います。もう一回、実績をどのような確認の仕方でしていくのか。ちょっと調べて、そういうことであれば再度駄目ですよという話の中で、団員として残っていただくような方向で消防団員の数を確認すればいいかなと思っております。確認の仕方を検討させていただければなと思っているところです。今ここでこうじやああじやという話では、「分かりました」と議員も言えないと思います。うちの検討課題にさせていただけないかなと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】
答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】
議長。

【議長 那須 富重】
5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

幽霊団員の存在はもっと調査してほしいという答えでした。そういう団員を見逃してきた原因はどこにあるとお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 那須 富重】
町長。

【町長 田中 秀俊】

やはりチェック機能がしっかりとしていなかつたんではなかろうかと。
あと一つは、消防団ですので信義誠実という部分で、みんな頑張ってきてくれているという先入観で消防団員とするという考え方があったのではと思っております。
今後、今言う幽霊団員という話であります。言葉がいいのか悪いのかは分かりませんが、その部分をなくすようにやっていきたいと。そして、その人達も消防団の活動に従事していただきたいと。消防団がどんどんどんどん減る一方だと。団員確保が難しい。自衛消防団でありますので、やはり二班団員の活用になりますので、よろしくお願ひします。

【議長 那須 富重】
答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】
議長。

【議長 那須 富重】
5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

これからいろいろな検討がされると思います。実績がなかったと認められた団員に対して、報酬、退職金の返還を求めていくのかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今からはという話でもありませんが、実績を出せと言うとなかなか分からんないと思っております。その人がもらった部分で、結局、返還してくださいよということになれば不利が生じます。私の考え方ですが、それがおかしいということであれば非難を受けますが、返還は求めていかないと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

これで二班団員についての質問を終わります。

最後に、災害ボランティアセンターについて質問をいたします。

昨年7月の事務調査で、社会福祉協議会では通常業務も多く、現体制ではボランティアセンターの開設はできないとの説明でした。

私は2度、センター開設訓練に参加しました。民生委員や日赤、各区長、多くの方々が懸命に訓練を受けていました。ボランティアセンターが開設できないことが前提での、センター開設訓練だったのでしょうか。

本町では災害ボランティアセンターも開設することができないのかと残念に思ったところです。調査の説明から1年が経ちました。進展はあったのでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるように、防災計画の中で大規模災害が発生したときには、ボランティアセンターを立ち上げなければならないと明記をされています。対策本部から社協に対して、ボランティアセンターを立ち上げてくださいねという話であります 大規模災害等はどんなものかという話になりますが、定義も4つぐらいあります。どれが該当するのかという部分があります。

最初にこちらからボランティアセンターを立ち上げてくださいという指示をしました。

1週間、何か行き違いの中でもう消防団が動いてるという話でした。いろいろな

形で片づけや炊き出しは、地元の人達がやっているという話でした。ボランティアセンターの立ち上げができなかつたのか、しなくてよかつたのかとそこまでは聞いておりません。

私の不徳の致すところかなと思います。そういうことでボランティアセンターを立ち上げてなかつたと。ただ、私は、ボランティアセンターを立ち上げてくださいねと指示はしたような。

議員がおっしゃいますように、年2回、社協が行っています。ボランティアセンターの訓練をして、立ち上げられなかつたということ自体がやはりおかしな話かなと私自身も何か違和感あります。しかし、これは私の責任かなと思っております。

最初の1週間は、やはり人命救助です。消防や自衛隊が入ってくるということで、その後1週間ぐらい時間があればボランティアセンターは立ち上がらなくてはならないという感覚であります。本当にあの時は何でかなという感じがありました。その後どうだったかと追跡はしておりません。申し訳ございません。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

時間が押してきました。私が聞きたかったのは、事務調査で災害ボランティアの開設ができない、通常業務が多くて現体制ではできないという説明についての質問でした。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

聞き取りをしたときに、社協として大きな災害が発生しても介護保険施設や保育所等の運営は可能な限り止めないことを基本としております。災害発生時には、職員の被災状況によって災害ボランティアセンターの万全な体制を整えることは難しい状況が出てくるかもしれないが、どのような状況であってもセンターは立ち上げる必要があると認識していますと説明したところであります。これは当然であります。結局、なぜかということよりも結果的に立ち上げなかつたということが事実としてあります。役場関係者と社協と綿密にして、防災訓練そしてボランティアセンターの立ち上げ訓練をやっています。やはりそれが生かされなかつたことは大いに反省すべき点かなと思っております。

以上です。

【議長 那須 富重】
答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】
議長。

【議長 那須 富重】
5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

災害ボランティアセンター、町長は災害対策本部長の立場になると思います。災害ボランティアセンターの長はどなたになるんでしょうか。

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 那須 富重】
町長。

【町長 田中 秀俊】

災害対策本部の方からボランティアセンターを立ち上げていただくということで、社協の会長も兼務しています。通常であれば誰が責任者になるのかというと、大きくいえばまた私に戻ってくるのかなと気がしないでもありません。

【議長 那須 富重】
答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】
議長。

【議長 那須 富重】
5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

災害対策本部長でありながら、ボランティアセンターのトップとして指示していくのは無理があると思います。それもまだ誰か分からない状態だと思います。
もう時間がないですね。もう一言、それについてお願ひします

【町長 田中 秀俊】
議長。

【議長 那須 富重】
町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな形を兼ねているということ自体がおかしいのかなという部分であります。今度は災害対策本部が、的確に誰に指示するのかと。局長は課長ですので、次長にボランティアセンターを立ち上げてくださいねと。そこで取り仕切ってくださいねという形をつくる必要があるのかなと思うところであります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

災害ボランティアの長の責任を誰が担うか、まだはっきりしてない状況のようであります。もう時間がありませんので、それ以上言いませんが。災害ボランティアを設置するという判断基準、その決定は誰が行うのか、そしてそれは書面化されているのかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

こういう時にはボランティアセンターを立ち上げなさいという防災計画があります。あとは、どういう組織系統でいくかのか、私が熟知していない状況であります。本当に申し訳ないと思います。どういう規定があるのか、課長から説明をさせていただきます。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

町民生活課長で、社会福祉協議会の事務局長を務めております黒田です。

災害ボランティアの長は、私、事務局長が長ということになります。

令和4年度の台風14号での災害ボランティアの開設につきまして、私が認識している部分をお伝えしたいと思います。

当時、災害が発災しまして、ボランティアを立ち上げると町長から指示を受けました。社協と私、当時、健康福祉課長でありましたので、協議を行った結果、災害

ボランティアの立ち上げはできるが、募集をして活動を始めるまでに1週間ぐらいかかるという回答をいただきました。既にもう活動等が始まつておりましたので、それでは非常に遅れてしまうということで、前回の災害の時の立ち上げは見送ったところでございました。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男議員。

【5番 山本 文男】

災害ボランティアの長は、事務局長だと思っておりました。

最後に、議長の時にも申しましたが、各種災害から町民の生命・身体・財産を守ることが町と私たち議会の最大の責任だと思います。今後とも間違えのないよう、よろしく対応お願いします。

これで私の質問を終わります。

【議長 那須 富重】

これで、5番、山本 文男議員の質問を終わります。

13時に再開いたします。それまで休憩といたします。

(休憩：午前11時37分)

(再開：午後 1時00分)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4番、兒玉 鋼士議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

通告に従い、今回は町の林業振興について一般質問を行います。その前に、美郷町は現在、宮崎未来図において人口減少が進み、30年後には自治体運営ができなくなると。そして将来的には消滅の可能性がある町というショッキングな報道がなされております。町もあらゆる人口減少対策をしています。残念ですが、今のところは人口減少の歯止めとはなっていません。

このようなわけで、今回は山林が町の面積の90%以上という、今ここにある杉を中心とした資源を生かして、若い人たちが将来に夢と希望の持てる林業とならないか、そしてそのことが、移住定住にならないか、そして、最終的に人口減少対策にならないかと考え、町の森林整備、林業活性化の取組について、次のことを伺います。

まず最初に、担い手確保や森林作業員の待遇改善のために補助金の嵩上げはできないか、町長に伺います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように人口減少という問題であります。全ての政策等々は、この人口問題に直結していると考えております。いろいろな政策の中で、人口増を目指しているということで考えていただければいいかなと思います。

美郷町では、林業従事者の担い手確保や待遇改善のため、森林環境譲与税を活用して様々な取組を行っております。また、雇用主でもあります認定林業事業体についても支援を行っているところです。

幾つもの公益的機能を有する山林は町の財産であります。この豊富な森林資源という財産を守っていくのが、林業従事者の皆さんであります。この方々の作業時の安全確保と雇用面での就労条件を改善するため、安全装備品の購入費用や雇用保険等の掛金の助成を行っているところです。

雇用保険金等の掛金については、令和4年度まで県の支援がありました。昨年度

より廃止されております。このため本町では、令和5年度から県の廃止分を町が肩代わりしており、財政負担も大きくなっております。

町としましては、林業事業体、林業従事者に対し多くの支援を実施していると認識しております。また、財源となる森林環境譲与税も潤沢なものではございませんので、現段階で補助金のかさ上げは考えておりません。

ただし、昨年度より実施しております酷暑作業特別手当支給事業等の新規事業については、今後、検証を行っていく必要があります。検証結果によっては、適用範囲の緩和や拡充大は検討してまいります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

ただいま町長の答弁がございましたが、町は林業事業にあらゆる対策をしていただいております。今のところは、その嵩上げは考えていないということでございます。森林組合等に聞いたところ、作業班は月に作業日数は18日であり、日当は1万円に届いていません。造林作業班は、宮崎県での日当が平均で9,400円だということです。林業の先進県13都道府県の中ではワースト2位、この日当の金額が一致しています。最近の物価高の中で、この収入では若い人たちが家を持つことや子供を養育するには困難であり、その結果、一緒にいた奥さんが町外に働きに出ることになると考えます。

ちなみに、再造林率の90%の北海道は1万3,451円だそうです。町内の作業員の日当を増額するために、補助金の嵩上げは必須だと考えます。町長、再度どうでしょうか。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

所得や賃金、報酬などに対して町が直接、補助をすることがどうかということだと思います。それでいいのかという話になると、全てそういう感覚でものを言い出すと、全ての事業に該当して町が補助金を出すという話になる。それはないと思っ

ております。その反面、雇用保険などで補助をしていくことだと思っております。賃金の嵩上げという部分はしいていない。いろいろな条件の中で、酷暑手当など手当として出していく部分であります。賃金本体にこれを上乗せしますということはいかがなものかと思うところであります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

町長は、直接、賃金アップにはできないところでございます。補助金をその賃金のアップ分に充てる、充当するという仕組みは当然、必要だと思います。

近県の大分県も日当が1万3,000円だと聞きます。宮崎県内においても、魅力ある山仕事にするには増額が必要だという声もあります。

町では森林環境譲与税が本年度は1億6,000万円が町への収入見込みとして予算に計上しております。また、そのうちから支出額は1億5,000万円ほどあり、ほとんどの支出に充当しております。環境譲与税の私有林の人口面積配分率が55%、それに変更されれば、次年度は1億7,300万円程度になるということです。また森林組合との委託、第三期長期作業実績5年率の見直しにより4,000万円程度の収入もありました。環境譲与税の基金残高が8,400万円あります。本年度11月からのグリーン成長プロジェクトもこのような賃金も条件ですが、そこに充てたいという考え方でございます。重労働の山仕事が、他産業より年間所得を得られるようにして意欲的な職場にすることが大事だと思います。

そして、若い人たちが経済的に安定でき暮らしやすく、美郷町で山仕事をしていれば安心して生活ができるという状況を与えることはできないか、再度伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

森林環境譲与税ですが、いろいろな率で変わって増えているおり、充当先で賃金でいいのかという部分もあります。全てのものを賃金に充当したとき、その森林環境譲与税の枠組みから外れていくのではないかと思います。

また宮崎県の賃金体系を広域森林組合の中で検討していくべきものと思っております。仮に片一方が1万円、片一方が2万円というと2万円のほうに流れていくという話であります。それでいいのか、結局、同じ圏域の中で人の奪い合いという部

分が出てきます。圏域はどうなるのかという問題も起こりかねないということです。やらなければならないという話になれば、それはそうでしょうけど。今のところは、他の面で林業事業体、森林組合のような形でやっていると。

長期施業計画の中においても5年に一度という中で、組合からこちらに伺いを立てることなくやつていける非常にいい制度だと、長期委託契約はいいことだと思っております。それによって、森林組合の作業班等が仕事があるということです。それはそれでいいのかなと思っております。

森林環境譲与税、賃金に充当していいとかという話になると疑問符かなと思ひます。その答弁は課長に。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

森林環境譲与税については、当初からいろいろな目的に使いなさいと国から示されております。「直接、人件費に充てなさい」という文言は一言も入っておりません。

ただ、今、町長が言われましたように手当などの扱い手対策として使ってもいいと示されております。

以上でございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

環境譲与税だけに限らず、ほかの基金積立てや譲与税の積立金、今年からできますグリーン成長プロジェクトなども加味して考えていただきたいというところでございます。環境譲与税もまた次年度は1億7,000万円程度になるということです。早川議員も午前中におっしゃいましたが、現場で作業する人たちが本当に大変、一番大事だと思います。そのことを考えていただきまして、森林環境譲与税等も使えるように、今度はお願ひ、要望をしていく考えはないでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

森林環境譲与税は税ですので、そういう形で使えるかと話をしたときに、やはり無理だろうと思います。いろいろな補助して頑張りなさいという話はできます。早

く言えば、設備の更新など補助金は出しますという話はできます。本体である賃金に、森林環境譲与税が駄目なら一般財源でも、基金もあるという話ですが、これも税です。その税を賃金に充てていくということ自体がどうかなと。やはり税体系からすると本当ではないと。税は何のために取るのかという話をしたときに、個人の収入や所得に回すために税を徴収しているのではないと思いますので、難しいかなと思うところであります。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

町長と課長の話でございますが、現場で働く人達のことを考えたときに、この日当で本当にいいのかと私は懸念しております。この日当では、重労働ですので大変だなと考えております。ぜひ今後の検討や話し合いを課長がすることもあると思います。この要望等も進めていただいて、林作業員の対応改善等も考えていただきたいと思います。

次に、若い人の力が山を若返らせると思います。これら若い人達にとってさらに魅力的な職場にするには、関係機関と協力して給料方式にすることも必要だと考えますが、町長いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろなこと等が弊害としてあるとすれば、皆さん関係機関の方々と協議していくことはやぶさかではなかろうと思います。しかし、その協議の仕方がまた問題になるかなと思います。現場で働く人達の苦労を知っているので、この酷暑手当が出てきているという話であります。いろいろな機械、ドローンなどに補助をし、少しでも省力化をして苦労がないようにと条件整備を整えているという話は分かるような気がします。難しい話でありますので、みんなと話しながら結論づけていくしかないのかなと思うところです。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

町長が前向きな姿勢も少し見せていただきましたので、よろしくお願ひします。いろいろ給料制にすれば、週休2日制や働き方改革、またどこでどのようにその人たちが仕事をしているかなどの確認等など難しい課題はあると考えます。一人でも多くの若い力が今、美郷町には必要です。若者が将来に夢と希望の持てる林業、山の仕事の人材確保が人口減少対策になるようにぜひ考えていただき、次の質問に移ります。

次に、新しい取組として林業の6次産業化についてです。美郷町には、森林組合の加工場もあり町内には既に加工する木材があります。この材料を生かして6次産業化することで若い人たちの働く場の確保や木材の不良木、間伐材の単価の引上げになり、ひいては森林整備の向上につながると考えますが、町長の意向を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

美郷町には、耳川広域森林組合美郷支所の北郷事業所の平山木工団地に加工場があります。この加工場では、住宅建築の建材となる柱や桁、垂木等を製造しており、主に九州内の市場に出荷しています。平山木工団地は現在、建材のみ製造しており、他の製品は手がけておりません。耳川広域森林組合では、木工団地の再編も検討しているようです。設備投資等、多額の費用が見込まれますので、建材以外の加工品の製造は検討していないようです。

本町では森林環境譲与税を活用しまして、令和4年度から木質バイオマス活用調査を実施しております。本調査では林地残材や未利用材を活用した燃料チップ供給体制の構築を検討しているところであります。新たな産業・事業の創出につながる取組でありますので、慎重かつ詳細に調査を行ってまいりたいと思っております。

要するに、いろいろなことを引き合いに出しながら今、美郷町が求められているもの、そして美郷町にあるもの、それを総合的に生かしていくという方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

今朝も早川議員の質問に対して、現状を維持していくことも大事だということでお答えをされておりました。

しかしですが、やはり何事についても事をなすにはタイミングがあると考えます。

今まで若い人たちに山は軽視されてきましたが、今、材の価格が上がりましたの

で昔に比べたら少し見直されております。加工して利用者のニーズに合った品物を作り、流通の産直ルートを森林組合と町とで開拓して供給することで、さらなる木材の価値を上げることにつながれば、山主の利益増になり、それだけ儲かれば若い人達にも関心を与えることができると思いますが、町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな6次産業化の中で、美郷町独自でやれることとやれないことがあると思っております。ましてやこの広域森林組合の中でやるとすれば、いろいろな団体・自治体もいますので、その中で話をしながらできていく話あります。

先ほどの説明ありましたように、木工団地の再編も検討しているという話も聞きます。どのように検討しているのかとしっかり聞きながら、また担当レベルで話しながら、今後のこの圏域の在り様を探っていく必要があると思います。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

町と民間森林組合は、委託提携があります。これは美郷町と日向と門川になっております。町長が言わされたとおり木工団地の再編を検討しているということで、広域森林組合も考えておられるようです。森林組合の加工場は機械も老朽化しており、明日止まってもおかしくない状態になっているということです。現在、広域森林組合の3か所にある加工場の機械を全部交換するよりも1か所に集約するような考えも聞いたことがあります。北郷地区に木工団地があります。この北郷に6次産業化の対応ができる加工場ができればと考えますが、今後、森林組合と話を進めていく考えはないか、町長の再度、今後の方針はどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

再編をする中で、平山木工団地だけを残していくという話は別として、そういう話合いの中にこちらが入る機会があろうかと思っております。その時に場所やそこ

で何を作るのかという話です。今は結局、建材しか引いてないということあります。その中でやはりこういうことをやろうという話が出てきたら、いろいろな形でお手伝いができれば一番いいかなと思っております。広域森林組合の考え方をいろいろな場で聞く機会や話合い次第かなと思うところあります。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

町長があがりがたい感じの話をされましたので、思わず立ち上がっていまして申し訳ございません。

金になることが一番の魅力だと思います。町内に新しい木工団地、加工場の話があるときには、ぜひ林業の6次産業化を考慮していただくことをお願いします。

町内にも、もくくわーくの那須さんという事例もあります。諸塙等の先進地もあると思います。そういうこと考慮していただいて、次の質問に移ります。

さらに新しい林業の取組として、林作業負担軽減にドローンの活用はできないか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

森林作業におけるドローンは、ドローンが普及し始めた頃から活用されていると聞いております。急峻で尾根や谷が入り組んだ複雑な地形では、河川による集材が行われることがありますが、最初の柵張りを行う作業にドローンを利用しており、作業の安全性の確保を図っているとのことです。

現在ではドローンも大型化し性能も向上しております。道路事情の悪い急峻な箇所では、既に苗木や鳥獣対策防護施設の部材運搬にも利用されており、作業員の負担軽減に大きく貢献しているところでございます。

今後、利用拡大が予想されるドローンにつきましては、本町では林業技術資格取得支援事業によりドローン操縦免許の取得を推進しているところであります。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

私も実際に林産、森林整備に関する作業を若い頃にしていました。宮崎北部に位置する美郷町の山林は急勾配のところが多く、資材の運搬等などで大変苦慮をしていました。資材運搬や空撮による山林の状況確認や埋木調査、測量等などの作業が大幅に軽減されると思います。町長は利用拡大をされるということですが、再度、町長の考えをお聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ドローンの性能がよくなってきており、その力を借りる、人ができない部分で大変な作業はやはりドローンに任せたほうがいいと思っております。

令和3年度のスマート林業導入支援事業で、広域森林組合が大型ドローンを購入しております。これは25キロ運搬可能という大型ドローン3台です。これは2,780万円ぐらいかかるており、その内補助金として1,500万円出しています。ドローン免許保持者ですが、山関係だけでいえば13名の免許保持者がいます。今後、ドローンの免許を取りたいという若者がいれば、積極的に援助していきたいと思うところです。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

町長のお話を聞いて少し安心したところがあります。よろしくお願ひをいたします。あくまでも山主からドローンを使用したいという依頼があったときだと考えます。北部山間地域の美郷町においては、造林や下刈り作業の機械化は平坦ではないので無理だと考えます。せめてドローンの活用で作業の軽減になればと考えております。森林組合等のドローンを使用した場合、利用料は測量空撮は半日で1万円だそうです。運搬作業は1時間で1万3,500円と利用料が高いです。これについても支援はできないかと思います。町長に伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

すみません、今確認したのは町の使用料としての取っているのかという話で聞いていました。町が補助して、耳川広域森林組合の所有になります。そこでの賃借料は、町の所有物ではないので、耳川広域森林組合の検討内容になろうかと思います。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

すみません、私の質問がちょっと悪かったのかもしれません。質問の内容は、森林組合のドローンを個人の方が借りて用する場合の質問でございました。自伐林家や個人の所有山林で、利用料が測量や埋木調査・空撮の場合は半日で1万円、運搬作業については1時間で1万3,500円ということです。自分の山を作業班に頼まない人達に限られてるとは思いますが、利用料がちょっと高いので支援はできなかという質問でございました。改めて伺います

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

すみませんでした、聞き違えで、町が取ってるのはかという話で解釈しておりました。そこは少し分かりませんが、ドローンを操縦する免許取得者や機械、燃料代などから決めてると思います。詳細は、農林振興課長から説明させていただきます。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

森林組合の手数料だと思いますが、以前、森林組合から手数料の一覧表をもらっておりまます。ただ、このドローンについては最近、導入したということで、児玉議員が言われた利用料1時間1万円という話を私は今初めて聞いたところでございます。大変申し訳ございません。このドローンについては、利用料が発生しているので、利用者が割と少ないという話を伺っております。大変高額な金額で導入をしているのですが、実際のところ道が整備されているところは、ほとんど軽トラックで苗木

や防護柵の運搬しているようです。実績としては、南郷で急峻な地形のところで車が行けないところに苗木と防護柵の運搬を行っているという話は聞いております。多分利用料が少し高いということで、森林所有者の方もドローンの利用を少し敬遠しているのではないかと思っています。

以上でございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

私も多分、利用料が高いということで控えられているんじゃないかなと考えておりました。今のところは、まだ作業班がする仕事の方が多いかなと。課長がおっしゃいましたとおり、作業道が便利に抜けているところは使う必要はないからと考えます。利用料が高いので、今度は考慮していただきますようよろしくお願ひいたします。答弁はいいです。

次に、新しい林業への取組にはバイオマス産業等もあります。新しい林業の取組について、今まで私たちの考えを発言してきました。やはり閉じ籠もりの発想だけでは、それこそ衰退だけで口を開けて待っていることになりもなりかねません。せめて攻める姿勢を出すことも必要ではないかと考えます。まだ町に人材力・財源力に余力があるうちに、将来を見据えてぜひ新しい林業の取組を前向きに考えていただきたいと思いますが、町長、何かあればお願ひします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

新しい林業の取組ということではありますけど、簡単に言えばやはり植えて、切って、使ってまた植えるという部分でSDGsの最たるものだと。カーボンオフセット、そういう二酸化炭素の部分で非常に貢献している山林でありますので、その山林にどういう形で携わっていくかと。今までの携わり方と、今後のスマート農業・スマート林業の中で、みんなでこういう方法がいいのではなかろうかと意見を聞いて、そのように行ければ舵を取っていきたいと。

ただ、今どうしたらいいのか分からぬ部分で。先ほども話しましたように、県が3つの政策の一つでグリーン成長プロジェクトを行っていること、再造林という話であります。そういう方向性は、今までやっていたことであります。あとはそれをするために苗木があるのかとか、いろいろな諸問題を皆さんと解決していく必要も出てくるのかなと思っておるところであります。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

前向きに考えていただきました。

次に移ります。次に、再造林の推進について伺います。

県は再造林日本一を目指しています。それに伴いまして本町も再造林率の向上をさらに考えていることだと思います。役場で伐採届の提出を受けた際に、再造林の推進はできないか。また役場で伐採届を受理した情報は、確実に森林組合等へ情報共有できているのか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほど言いました再造林ですが、伐採届は森林法第10条の8により、伐採前に市町村長に提出することが義務づけられています。

令和5年10月1日に、適正な森林施業の確立と誤伐や盗伐の未然防止を図るために、美郷町伐採及び伐採後の造林の届出等に関する事務取扱要領を制定しております。この要領は、耳川流域5市町村で検討を重ね統一したものとなっております。伐採届等の様式も統一を図り、管内で同様の取組を行っております。

この伐採届について、郵送での受付は行っておりません。全て窓口にて直接、受付対応を行っております。この受付時に伐採後の再造林を確実に行うよう、担当者が口頭で伝え、造林の計画を記載するよう指導しております。伐採届に記載した内容と異なる施業がなされた場合には、文書による指導・勧告を行うこととしております。

なお、伐採届を受理した情報は森林組合等との情報の共有は行っておりません。伐採届には個人情報が含まれておりますので、関係団体等に個人情報を提供するには、森林所有者の書面による同意が必要となります。森林経営計画の作成や変更に關すること、伐採パトロールの候補地選定に関することなど、限られた目的のためには情報共有することはあろうかと思いますが、これまでそのような事例はほとんどないということあります。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

森林環境譲与税の配分率の私有林人口面積が55%、林業就業者が20%、この75%の配分率を増額するか減額なるか、影響は再造林することによってあると思います。

再造林は町内での仕事場づくりになり、町内の伐採跡地を無立木化、また山を荒らさないことが災害の減少にもなると思います。役場の窓口手続だけではなく、こういう補助金があるから再造林してください役場でされるということでしたので、続けていただきたいです。

届けを受けた際に、森林組合に個人情報の共有、個人情報の問題もあるかと思いますが、確実に連絡することによって、造林をする時期が二、三年遅れることなく作業ができれば、地ごしらえ等の作業軽減もされ、山林所有者の山主の負担も少なくなります。

現在は町の再造林率は高いですが、さらなる再造林率の向上になると思います。町長はどうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この再造林率の高さは、県南に比べて高いという話であります。

先ほど話しましたように、県域で5市町村で統一様式を決めて、郵送では駄目ですよく来てくださいねと。そこでしっかりと再造林のことを計画に書き込んでいただく。それがこういう結果につながっているのではと思っております。

これに関して、苦情は私の耳には届いておりませんので、やはりこの考え方でいいのではと思っております。

今後九十何%を目指すと、100%がベストでしょうが、九十五、六%、再造林率を目指していく必要は出てくると。今の制度で補えない部分があるとすれば、そこは考えていく必要があると。それは美郷町だけではなく、この管内で検討していく事柄ではなかろうかと認識をしております。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

伐採をした後、二、三年経った後では葛や草木等が茂り、地ごしらえや植林、その後の植林後の作業にも手間がかかります。先ほどから言われるとおり、管内の制度をみんなで協議して合わせてもらって、連絡や見落としがないようにする連絡体制は必要ではないかと考えます。今よりも見落としが無くなるように課題として考

えるようにお願いします。

次に、森林所有者の森林管理に対する意識の向上について、町外の森林所有者が再造林を行う場合に、町内の山林所有者との補助金の差別があるのかをお尋ねします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

通常、再造林につきましては、国庫事業により実施されております。本事業は、地ごしらえや植栽の人工造林、下刈り、除間伐、鳥獣被害防止施設整備等が対象であります。

本町では美郷町森林整備事業補助金交付要綱に基づきまして、この事業に対しまして上乗せの補助金を支出しております。補助対象者の要件は、「町内に居住する耳川広域森林組合の組合員である個人または同一家族者」と規定しております。よって、町外の山林所有者に対しましては、町の上乗せ補助は対象外としているところであります。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

町外の所有者は町内の所有者と比べて伐採後も再造林をして、大事に木を育てようとする森林管理に対しては意識が薄いと私は考えます。高齢化や50年後に子供や孫にどれくらいの資産が残せるかというまだイメージもできないことも考えます。

面積の少ない場所、そして同じ町内の山において差別があるなら、なおさら再造林するのは控えるのではないかと考えます。差別のないように組合等に委託して町外消費者の負担軽減になれば、再造林に対する理解につながると考えますが、このことについて町長の考え方を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

あくまでも町の補助率、補助金の上乗せはないということあります。国が出す

部分の補助金は国庫補助事業ですので、補助金を出しています。

今の規定の中では、町内に居住するという話の中でやっています。ここを今後どうするかという話の中で、議論が高まれば検討する余地はあろうかと思います。全然何もないという話ではありません。これでいいのではなかろうかと。

ただし、今後どういう形で山林を維持管理していくのかという部分に関しては、非常に問題は残るところあります。ただ補助金が多ければ町外に出た方も山林をその維持管理してくれるかという話になると、少し違うのではないかと思うところあります。慎重な協議をしながら対応していくことが必要かと思っております。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

問題点はあるかと思います。これからは町内の山林所有者が高齢化して、町外にいる子供・孫の山林所有者が増えてくると思います。町外の山林所有者は、町内の山主よりも再造林する意識は本当に薄いはずです。町長も林業の振興は重要課題だと考えておられます。

やはり町内の山林の伐採跡地が災害発生の原因や山が放置されて荒れないように、私どもは植林や育林などの森林整備はやるべきだと思います。県内でこういう話をまとめていただきまして、町内・町外の差別のないように今後、取り組んでいくべきだと考えます。そのことが、再造林の推進向上にはなると考えます。作業員の仕事づくりにもなり、Jクレジットや県は令和8年度に再造林率90%を目指しております。さらに、再造林率日本一を目指す上からの広い観点においても十分に慎重に検討していただきますようお願いをいたします。

そこで次の質間に移りますが、議長よろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

2番目の質問を許可します。

【4番 児玉 鋼士】

2番目の林業の有害獣被害対策についてです。

林業の有害獣被害対策としては、防護柵を設置するが、従来の型では対応ができなくなってきた。強化型への変更や保守ネットの必要があると考えますが、支援はできないか伺います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

国の森林環境保全直接支援事業によりますと、鳥獣被害防止施設は人工造林や下刈り等の施業の附帯施設という位置づけになっております。施設整備はあくまでも森林所有者の意向によりますので、必ずしも人工造林等の森林施業に合わせて実施する必要はありません。ただし、附帯施設でありますので、被害防止施設のみの整備は認められません。国の事業実施要領では、獣害防護柵の設置に当たっては、「野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物」と定められております。

宮崎県では、通常の防護ネットは高さ1.6メートル以上、編目の大きさ15センチメートル以下であり、これが従来型と言われるものであります。この施設の改良型が強化型になります。強化型については、この事業における標準的な規格に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること、防護柵へのスカートネットといいますか、潜り込み防止の追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、暴風や地震等の自然現象に起因する被害により、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧で、維持管理に係るものではないとの規定がなされています。

宮崎県では一般的に、ネットの高さが1.6メートルのものを2.4メートルに変更し、潜り込み防止効果を向上させたものを強化型としているようあります。

従来型、強化型いずれにしても防護柵の設置については森林所有者の意向によります。また、補修用ネットについては維持管理の範疇であり、植林した個人の財産を保護するために、補修費にまでも税金を投じることは住民の理解を得ることができないと判断されます。現在、本町では美郷町森林整備事業補助金交付要綱に基づき、国及び県の補助を受けて実施する防護柵設置については、1メートル当たり50円の補助を行っておりますが、ほかの支援の検討は今のところしておりません。

以上であります。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

最近はもう鹿等も勉強していて頭がいいです。従来型ではネットの下をくぐり、植林地に侵入して植林している苗木など食害を与えて、植えた木の成長を妨げています。また成長しても食害を受けた木は、優良木に育つことは難しい状況にあります。被害策のためにぜひ考慮していただきたいと思います。

またネットが台風の土砂等により損傷した場合、損傷した箇所のネットなどの対策も考える必要があると考えます。町長、いかがでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今現在のところそういう状況であります。これはいろいろな要望をしていく必要はあるかと思います。なかなか難しい問題かなあと。

今度、東京に行って各省庁の要望活動を行います。その時にはそういう話を直接話した方がよからうと。改良型・強化型も、いたちごっこという話になります。全部を改良するわけではないが、以前のものは潜り方が無いのでこれをつけていいかなど話の中で直に要望等をしていくと、回答ができるのではなかろうかと思っております。町としては「はい」という話ではありません。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

国の助成金でありますので、国の方に検討していただきて、使っていいという要望を課長と関係職員の方もお願いしたいというところです。

食害を受けた箇所を下刈り作業をするときに、本当にがっかりします。こんなところを下刈りする必要があるのかなと思ったりするわけです。造林・育林に多額の補助金を投与していても、実際木が育たなければ何もなりません。今後は綱目が細く背が高い裾がある強化型のネットを主体とした事業費の編成を町長は考えていただけないでしょうか。もう最後になりますけど。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

補助金つけるときに目的が皆さんの理に合うというか、やはり理にかなわない補助金の支出は変なことになります。全て補助金は、補助金交付要綱を3年ごとに見直すというのをそういう意味だと私は思っております。

それとプラスアルファ、やはり財政的に厳しいという部分があります。補助金ばかりつくっていけば、財政がどうなるかという話であります。補助ずくめの行政ではなく、今からは少し切り替えていく必要もあると思うところであります。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

町長のおっしゃるとおり補助金ばかりではなく、本当に山林所有者達が自走して事業を行っていく必要があると想えます。

持続可能な林業にするには、しっかりとした手入れが必要だと想えます。皆さんでぜひこの対応を考えていただくようにお願いをいたします。

先人たちが今の私たちに財産を残し、次世代のために再造林・森林整備は欠かせない事業だと私は想えます。そして、そのことが一人でも多くの若い人が美郷町に定住していただくこと、人口減少の歯止めになることを願いまして、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、4番、兒玉 鋼士議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩とします。

再開を14時5分からとします。それまで休憩といたします。

(休憩：午後 1時55分)

(再開：午後 2時05分)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

1番、若杉 伸児議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

本日は通告のとおり3問ほど質問を予定しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

初めに、町職員の就業時間内における喫煙状況についてお伺いいたします。

初めにお断りしておきますが、民法では20歳になると法律上、喫煙はしていいと認められております。また、町の貴重な税収になりますたばこ税、この収入がございます。税務課に書類を取らせていただきましてありがとうございました。

調べられた一番新しい税収、平成18年度に3,128万2,000円の税収があったそうです。これは16年前になります。まだ令和5年度は確定していないですが、令和4年度が1,775万円ということだそうです。これを遡って、5年ごとで年度対比で行きますと、5年前と比べますと88.5%、10年前になりますと77.5%、15年前まで遡ると62.5%だそうです。

また税務課から、たばこ税の推移という年度ごとの棒グラフを頂きました。たまにたばこが値上がりしたときのリバウンドで突出している年度もございますが、もう左肩下がりに税収は減少しております。全国的に言える喫煙者の減少、これが一番の原因だという説明でございました。たばこ税の納税義務者につきましては、業者との様々な規定がございますが、本町においては、実際に税金を負担しているのは購入者、喫煙者ということになります。

しかしながら、これは喫煙を促すものではありません。あくまでも、本日は、喫煙に関するマナー、モラルに関して質問をさせていただきたいと思います。2018年に健康増進法が改正されまして、禁煙・分煙化が明確に義務化されました。職員の就業時間内における喫煙マナーに関して、申合せ事項があるのか、また定期的に状況等を把握しているのかお伺いします。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

職員の就業時間内における喫煙状況ですが、2018年に健康増進法が改

正され禁煙・分煙化が明確にされその後、町はどうして居るのかという話であります。

職員の就業時間内の喫煙につきましては、令和3年4月に職員宛てに通知しています。詳細につきましては、勤務時間中の喫煙所の利用は午前15分以内、午後15分以内とし、2名以上の利用はできないことや、喫煙所内での携帯電話の使用を禁止することなどの内容等となっております。職員の喫煙マナーにつきましては、一元的に管理することが難しく、喫煙者の良識に委ねている部分が多い、という現状であります。

以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

議員控室と喫煙スペースが隣り合わせで、よく状況が分かります。議員の間でも、誰々君はよく来てるという話がよくされます。今、町長が説明されました。喫煙所に貼り紙がしてあり、総務課長名で注意事項が書いてあります。今言わされたように「2名以下」「スマホ利用について」などいろいろな条項が書いてありました。私も確認しました。

私はこの質問をするに当たって、町内の事業所それから近隣の市町村がどういう実態になっているのか伺ってまいりましたので、ちょっとお聞きください。これらの情報を提供いただいて、私は確認していないのですが、多分、間違いないと思うのですが。

北郷の森林組合加工所は、仕事の勤務内容もあると思いますが、昼間の1時間、それと午前・午後の15分間のそれぞれ休憩時間だけだそうです。ちなみに森林組合の椎葉事業所、南郷事業所の事務職について調べてみたのですが、喫煙スペースを利用すれば、それ以外に細かな規定はないそうです。ただし喫煙スペースは正面玄関ではなくて、目立たない裏口の方に設置してあるということがありました。近隣の日向市役所、椎葉村役場、諸塙村役場にも聞いてみましたが、設置されている喫煙スペースを利用すれば、それ以外に規定はないそうです。

教育機関に関しては、教育課より丁寧に調べていただきました。町内の3つの義務教育学校、教職員、事務職の方も含めて99名の職員がいらっしゃるそうです。その中で、喫煙者は6名だそうです。皆さんどう感じられるかと思いますが、私はたった6名かと思いました。もちろん学校ですので、校舎、敷地内は全て禁煙です。吸われる方は一旦、校舎敷地外に出て、十分にマナーを守った上で喫煙するということだそうです。ただし喫煙者のほとんどが50代だそうです。多分、校長先生、教頭先生といった管理職の方ではないだろうかと考えます。管理職の方が頻繁に校舎の外に出てたばこを吸うということは考えにくいかな思います。

J Aについて聞いてみました。これは支店に聞いたのですが、喫煙スペースを利用すれば、それ以外は特に規定はないと。特に本店からも何もそのことに関して言

ってきていなかったということでした。ただ、本店は以前に「極力、10時、3時の休憩時間を利用してください」といった申合せ事項があった時期もあったが、今現在はつきりとしたことは確認できませんでした。

そこでお伺いします。今のことと含めて、本駐車場に設置されている喫煙スペースを含め喫煙マナーの向上について、何か新たな取組を考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

喫煙所は本所の場合ありますが、北郷と南郷は目立たない所にあるということで、場所の問題はそういうことだと認識しております。

目立たないからといって目立つからというどうということはないような気がします。ただ、決めてることを守っていないということが問題ではなかろうかと思っております。

ただ、本社の場合はいろいろな町民も使う場所でもあります。喫煙所としておかしいという話であれば、やはり場所を変えた方がいいかなと思っております。今のところ新たにこうしたいと考えてはおりません。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

失礼ですけど、町長はたばこは吸われますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

吸っていました。過去形ですけども、十何年前にいろいろなきっかけで止めました。止めててよかったですと今つくづく思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

ありがとうございました。実は、私もたばこは吸いませんし、吸ったこともありません。ですから、たばこを我慢するという感覚が私は分かりません。愛煙家の人に言わせれば、吸わん人には分からないと、我慢しないといけない気持ちは分からないと言われると思います。

私は、これが例えが合っているかどうか分かりませんけど、嗜好品のもう一つにアルコールがございます。私はアルコールは大好きであります。弱い方ですが、ほとんど毎晩、晩酌をします。アルコールに関して、私は例えて考えてみました。いろいろな会合がございます。酒宴の席で、その後にまた要件が入っているから、その後に運転をしなければならないとか、または次の日朝早くから要件が入っている場合は、深酒することができない、飲めない時があります。特に、メンバーがよかつたり、肴がよかつたりしたら本当に残念だなど、飲めないことを非常につらく感じるときが度々ございます。しかし、大人のルールとして、例えば、飲んだらいけないと、運転しなければならないという場合には、必ずそのみんなのルールを守るわけです。それで飲まないわけです。

ところが、中にはそれでも飲んでしまう人がいます。人に誘惑されたり、举句の果てに飲酒運転をしてしまう人がいらっしゃいます。ですから、私はこれは一種の中毒だなというふうに思うわけです。それを考えたときに、やはりたばこに関してもこういうような決まりがあると、その決まりの範囲内で吸ってもいいですよというのが守れないというのは一種の中毒じゃないかなと私は考えるんですが、その点はどのように受け止めるか、よろしくお願ひします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな中毒はあると思います。結局、たばこを取るのか酒を取るのかという話になったときに、やはり酒を取るのかなと。たばこは「吸え、吸え」と言いませんね。酒は「飲め、飲め」といってつぎますので。やはり嗜好品とすれば酒の方がいいのかなという気がします。

議員おっしゃいますように非常に何でどうかね、結局ルールがある以上、それを守らなければならないという話です。今も言いましたように、これは法的規制はないのですが、飲酒運転は法があるので、それにかぶさったら駄目ですので自制す

ると。内規であっても決まりがある以上、やはりそれを守らなければならないというその案文の了解の下で世の中動いていく部分があります。やはりそれは守るべきだと思うところです。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

私は調べて気づいたのですが、時間の制約があるのは、コロナ感染に関するという注意書きがしてありました。そのことからだったのかなと思いますけど、「厳しいなあ、美郷町は」というのが一番感じました。

私は、例えば「2人以上は駄目」いうのは、昼休みや休憩時間は重なります。やはり「スマホの使用は禁止」といいますが、やはりか仕事の電話があるでしょうから、私はそこまで厳しくしなくともいいかなと思うんです。

議員の中で時々話が出るのが、例えば、11時50分とか1時10分という時間帯に吸ってる方がいるんですよね。あと10分したらもう休憩時間なのに、今まで休憩時間、何をしていたのかと思うときがあります。その辺りがモラルとかマナーではと思うんですよね。それから、自動ドアから喫煙スペースまで歩いていきますが、もうその間にたばこを出して、くわえて火をつけるばっかりにして歩いている人がいます。あと10秒か20秒もすればあそこに座れるのだから、座ってからでも間に合うのではと思います。その辺が、私はマナーやモラルじゃないかなとつくづく思うわけです。

国も受動喫煙防止の観点から、「たばこを吸う人も吸わない人も、それぞれお互いの立場を尊重し、気持ちよく過ごせる環境をつくっていきましょう」と、広く広報しております。もちろん吸わない方もたくさんいらっしゃると思いますが、管理職の方は、吸わない方も時々喫煙スペースに行ってどういう状況なのか、あまりにも見かける方に関しては、「ちょっと多いんじゃないかな」という注意喚起をしていただければいいかなと思います。くれぐれも役場職員が先頭に立って、マナー・モラルは守っていただきたいなとお願いいたしまして1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目に移ってよろしいですか。

【議長 那須 富重】

2問目の質問を許可します。

【1番 若杉 伸児】

実は私、この1問目の質問、2問目の質問、ある町民の方から一般質問で取り上げてほしいと、前から依頼されておりました。今回、私的にも取り上げてもいい内容かなと思い、「ぜひ傍聴に来てください」とお願いしました。今日はちょっと仕事

の都合で行けないということであり、非常に残念であります。私の方から、どういうようなやり取りがあったかを後で伝えたいと思います。

2番目に、町所有車両の自治体名の標記についてお伺いします。

以前は、自治体や事業所、会社等、所有する車両に自治体名や社名・ロゴマーク等を大きく全面的に標示していたように感じました。

しかし現在、取り外し可能な磁石式のものに移行したり、標記自体も小型化する傾向にあるのではないかと考えます。それで私は考えてみたのですが、なぜ標記したりするのかということで、私は自分の中では2つ大きな意味があるんじゃないかなと思いました。

まず1つは、バスに書いてありますね。「星降る地蔵の里」これは旧北郷村時代のバスだったのかなと思います。それから、移動図書館の「美さ本」です。これは明らかにそれをPRするためのもの、広く皆さん方に知っていただくための広報です。

それとは逆に、今度はマナーを守っていただく、先ほどと一緒ですけど。例えば無理な追越し、割込み、それから連日のようにメディア等で取り上げられておりますあおり運転、こういうものを抑制したりする。それから極端な場合、たばこのポイ捨てやスマホ操作をしないという抑制にもつながっているのではないかと。そういう意味で、大きな意味があるのではないかと思いますが、町長は自治体名の標記の意義とその必要性について、どのようにお考えになるか伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるようにPRとマナーということで考えたということですが、そういうことかなと。

公用車とは自治体が公務遂行のために使用する車両であります。公用車に自治体名を標記することで、私用での利用を防止することができる他、車の管理状況等を外部から監視することができ、適正な管理に寄与するものと考えております。

また、交通安全を啓発するという自治体、利用する職員の安全運転にも寄与するものと考えます。いろいろな意味で悪くはないとに思っております。こういうことで他町村もやってきたのではなかろうかと思っております。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

令和2年の9月議会におきまして、山本議員が府用車、これは府舎の府ですね。「府用車の町名標記について」といった私と同じような質問をされたことがあります。内容については、議会だよりですので抜粋してあるかと思うんですが、「51台の車両の中に町名が書かれていたのは3台だけである。町の名前を隠しているようにしか思えない」といったものでした。これに対して、町長の答弁は抜粋してあると思いますが「真摯に受け止めるが、町名を書くより「みさとちゃん」の図柄を入れてみてはどうか」といったものがありました。

この件は、令和3年度第1号の議会だよりに追跡調査がされておりまして、「全車両マグネット作成済み、全課の配布及び標記の徹底についての通知を準備中」という追跡調査の答えがありました。

それを踏まえて、私の経験談を話させていただきます。私も20年ほど公用車、小型トラックに乗って町内配送の仕事をしておりました。やはりそのときに事業所名が入ったマグネット式の標示を頂きました。最初に仕事に就いた時に、この標示をつけるかつけないかはおまえの勝手だというふうに言われました。つけなければつけていいし、つけなければつけなくていいと言われました。私の仕事は、それぞれ各世帯に行って、その庭先まで小型トラックを乗り入れたり、その道沿いの家の前に小型トラックを止めて荷物を降ろす仕事がありました。やはり皆さん方もそうでしょうけど、見知らぬ車が来たら一体誰だろうかと、何の用だろうかと思われると思います。私は、だからあえてそれを貼りました。

そしてもう一つが、早く皆さんに私のことを覚えていただきたいと思いました。標記すればどこぞこの誰が来たと。そのうちに慣れれば大方こんなことで来たんだろうと分かるかなと思いました。私は20年間、貼り続けて仕事をしました。ちなみに私の後、もう4年ぐらい経つのですが、私の後の人は貼っていないようです。

仕事は町内の仕事でしたが、中には日向に出ることもありました。これはもちろん公務でございますので、標記して走っておりました。ところが、たまに日向辺りに出ると自分の用事も済ませようと思うこともあります。これはもちろん断って、仕事ついでに買物したいのですが、必要な書類を取りに寄りたいのですがと断っておりました。その方も行ってこいと。それどころか、逆にいろいろ頼まれることもありました。

ところが、人間の心理というのは妙なもので、仕事だと思っていたら何でもないことが、私用になった途端に何か後ろめたい気持ちになります。同じ店に寄ったり同じ事務所によって必要な書類を取ったりしても、何か悪いことをするような、猜疑心にさいなまれて、後の方では美郷町を出るときに外したり、公用が済んだ時点で標記名は外していました。

そこでお伺いします。取り外しが可能な標示であれば、なぜ取り外したり取りつけたりしなければならないのか。またそうすることによる判断はどのようにして行うのか、もしそのあたりに何か答えがあれば、お願いいいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

昔の庁用車は全て購入していたので、車体自体に印字していたと。例えば美郷町なら「美郷町」という印字をしてたと。今、リース車が多くなってきて印字ができないためにマグネット式になっている。リースの方が財政的に非常に効率的という話もあります。リースになってきたと部分と、外す・外さないという規定を町でつくっているというわけではありません。職員の判断といいますか、それも問題なくやっているものだと思っております。

ただ、その話とは別ですが、総務課で職員の名札着用に関するアンケートが宮日新聞から来ました。名札をつけていることで、近年ＳＮＳで誹謗中傷が非常に起こっています。

このマグネットは美郷町の標記とは別ですが、今までどおり一つはＰＲという部分と自分の自覚という部分で別段問題はないです。ただ、これで問題が起きるようであれば検討を要すると思っておるところであります。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

今リースの話をされました、私が乗っていた車もリースがありました。だからそういう標示方法だったのだろうと考えます。

ちなみに、私これも近隣の町村について伺ってきました。首長の車は別として、椎葉村はほぼ全ての車に「椎葉村」と記入しているそうです。諸塙村に関しては、標記してあるのもあれば、標記していない車両もあるそうです。多分リース関係もあるのかなと考えます。日向市は、全て記入されているそうです。

また重複する部分もあるかと思いますが、併せてお伺いします。職員が町外に出張される際、公用車、自家用車の利用について、どのような取決めがあるのか。また、その際に公用車で行った場合に、その標示の付け外しはどのような判断をされるのか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

職員の出張につきましては、公用車使用が原則であります。

職員が個人の都合により自家用車を利用する場合は、内部の取決めによって車賃は支給しておりません。

現在、自家用車を利用しての出張命令については、限定的な運用しております。

出張の際の自治体名の標示につきましては、規定はございません。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。公用車で出張された際には、やはり様々なことが考えられますので、私はそこまでいろいろ言うことはございません。しかし、1点だけ気になるのが、町民から明らかに役場の車なのに標示がしてなかったと言われました。電話がかかってきて、実際写真までメールで送ってきた方がおりました。町内を走る場合に、標記を外すということは、私は理由はまず考えられないと思います。

例えは、私はよくやっておりましたが、仕事の関係で自分の自宅付近にちょうど昼に帰る場合です。私は渡川ですから、神門を往復するだけで30分かかってしまいます。一旦家に帰って、わざわざ神門まで戻って自宅に帰って昼御飯を食べたりするのは、本当に時間的にも、ガソリン代にしてももったいないです。自宅に帰つて昼飯を吃るのは、全然問題ではないと思います。そういう理由で外されるのか分からぬですが、たまに公用車の標示を外して町内を走ってる方がいらっしゃると。町外に出張で会議があったり、行く途中に最初から外して出たのかなということもあります。聞くところによると、全然関係ない林道、作業道辺りで、明らかに職員と分かる方が外して走ってたということがあります。そういうことは理由が何も見当たらない、つけ忘れかなぐらにしか思い当たらないのですが。その点については、どのようにお考えになるか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

結局、規定もありません。やはり個人個人の判断によるものだと思っております。みんなが「それは仕方がないよね」という正当な理由、外すことができるという判断は、やはり個々人考えてほしいなと思います。何で外したかという話の中で、正当な理由があれば、それはそれでいいと。ただ、外す理由がないのに外したことになれば、それは少し問題があろうか思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

分かりました。今おっしゃったように、なぜ外したか分からないと、ここはつけておくべきだったのではということがあれば、隨時その職員の方の担当課長に指導していただければいいかなと考えております。よろしくお願ひいたします。

では3番目の質問に移ってよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

3問目の質問を許可します。

【1番 若杉 伸児】

それでは3番目の本町の水道施設の維持管理について、お伺いいたします。ここで私の認識が間違っていたら指摘してください。

本町の水道施設は大きく分けて、町が管理する簡易水道、町の補助金を受けて業者に委託する若しくは自ら管理している小規模水道、全てを自らで管理する小規模・個人水道の3つに分けられるのかなと考えます。もしそうであれば、それぞれの施設が町内幾つぐらいあるのか、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ちょうど6月1日から7日まで水道週間であります。全国的に今、蛇口をひねれば水が出るのは9割ぐらいであります。「水道」ということを少し考えてみましょうという習慣であります。ちょうど時期に合った質問かなと思ったところであります。

町の管理する簡易水道は22施設、町の補助を受け業者に委託し管理している水道施設は18施設になります。そして、全てを自ら管理している水道施設は31施設と、平成19年時点での調査では把握されています。この31施設の全ての現地踏査は、実施されておりません。施設といったものの、個人で管理している水道が31箇所と多数存在していると認識しております。例えば、集落から距離のあるとか、標高により水の供給ができない家等がそれに該当します。その31施設の中で、どのくらいあるのか精査していないのが現状でございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

実は私がこれ聞いたかったのは、多分そういう現状ではないのかなと思ったからです。といいますのが、今年3月に開催されました第1回定例議会の町民生活課の予算等審査特別委員会において、私が水道施設管理費のことを取り上げこういうことを聞きました。「町の管理する簡易水道は、規定の使用料さえ払えば利用者は蛇口をひねると当然に水が出る。断水すれば役場に電話をして、いつ復旧するのかと尋ねればよい。しかしながら、逆に三十幾つあると言われた小規模水道、個人水道は自分達で管理・修繕しなければならない上に、その運営のための使用料まで負担している町民がいる。これは同じサービスを受ける町民として不公平ではないですか」とお伺いしました。

しかしながら、これは私の認識不足、勉強不足がありました。個人水道や小規模水道の中には、町への管理や移行を望んでいない水道もあると聞きました。それは、水利の問題や使用料等の問題です。自分達でまだ管理ができるところは、逆に、まだ自分たちで管理させてくれという地区もあるという私の認識不足がありました。

それを含めて、今度、再度お伺いします。小規模・個人水道管の管理者、利用者から、その管理を町へ移行できないか、またその要望があった際に、町への管理移管が可能であるかどうか、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

管理に対する町への移行の要望ということですが、町には届いていないということあります。また、そのような要望があった場合は、維持管理に対する補助金を整備しております。この制度を利用して、しっかりと水を供給していきたいと思うところであります。全て町に移管した場合、どのくらいの費用がかかるかという話であります。かなりの費用がかかることになります。先般、宮日にしておりましたが、宮崎市は水道維持、運搬送水ということで、水道管の新設を検討したところ、2地区で2億4,000万円と高額の試算が出たということあります。その地区は2世帯3人といった世帯であります。これに2億5,000万円もを費やすのかという話になると、それは少し難しいという話です。民家などの近くのタンクまで定期的に給水車で飲料水を運ぶ運搬送水を行っているやっていることです。この運搬送水は全国に知られて、やはり不便なところはいろいろな方法で水を供給する、自治体側からすればいい制度ではないかと検討されているということです。移管されたとしても、やはりその費用や維持を考えると今の美郷町の財政体质ではもないという気がします。

22施設ある簡易水道もですが、導水管が老朽化して耐震化などいろいろな問題

が出てきております。人口は減って給水量が減る、それでも維持していくのは同じであり、当然、使用料などに跳ね返っていく可能性が出てくるということあります。この水道行政といいますか、簡易水道は今後いろいろな問題がでてくると認識しているところあります。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

今、町長がおっしゃいました宮日新聞の件です。これは私も指摘されまして、こういう記事が載っていましたよという話を聞いて、私も見させていただきました。

今、この18の施設と31の施設、私は相手も大変だなということを分かりながら、私はこの質問させていただきました。

これも私の経験からお話ししさせていただきますが、私、平成16年、これはまだ旧南郷村時代です。数年間、私は地元の簡易水道の管理人をしておりました。4年程管理をしておりました。平成18年に合併しておりますので、美郷町になっても2年ほど管理していたと記憶しております。

当時、私の地元、渡川地区には3つの簡易水道がございました。門田、橋の原、古園簡易水道がありました。これはどれに該当するかというと、全て管理する個人水道に該当すると思っていました。私の管理しておりました橋の原簡易水道は、渡川の中でも一番古い簡易水で、本当に施設が老朽化しておりました。その当時、渡川地区は180戸ぐらいあったと思いますが、私の管理する橋の原簡易水道はたった20戸ありました。しかしながら、まだその当時、旧渡川小学校、それ渡川保育所、渡川出張診療所、JA渡川支所、それから公民館等の公共施設がありました。大雨が降ったら、ろ過槽が詰まったり、また渴水期には水圧が低下したり、中には学校給食から塩素が検出されませんよといった連絡が頻繁に入って、その都度、少人数での対応に苦慮したことを非常によく覚えております。平成20年頃だと思いますが、当時の3つの水道が町の管理する渡川簡易水道に移行しました。私はその時のうれしさというのは、渡川のトンネルと3本の指に入るぐらいうれしい、もう水道の管理をしなくていいという解放感を今でも本当にはっきりと覚えております。当時の水道料金と比較すると、今は約3倍から4倍の水道料金を支払っております。しかし、これは全く苦になりません。

そこでお伺いします。先ほどこういった施設の管理を町に移管してほしいという申出はないということでありました。その管理が大変だという現状を訴えている例はないのかどうか、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるようにやはり公平・公正という見地からいけば、そういう要望が出てきたら、これを拒まないというか、どういう方法でやっていくのか検討することにはなろうと。やはり費用対効果が一番ネックになっていくのかなという気がします。その31施設は、大変だであり一度雨が降れば、もうすぐ濁るということあります。簡易水道がしっかりしてある部分とそうでない部分があります。そういう要望が出てくれば、考えていく必要があると思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

それでは例を挙げて、説明させていただきたいと思います。担当の町民生活課長におかれましては、地元の話で耳が痛いかと思いますが、聞いていただきたいと思います。

地元南郷の鬼神野に弓弦葉地区という地区がございます。ここは、十数年前までは7世帯ほどございましたが、亡くなられたり転出されたり、今は2世帯5名の方が住んでいらっしゃいます。その当時から、水道は弓弦葉地区の人たちでずっと管理していたそうです。ところが、もう2世帯のうちの1世帯が1人がお母さんがもう高齢であり、あと娘さんと2人暮らしであります。残された60代の夫婦が1世帯の2人で、管内に住んでいる息子さんの力を借りまして、その水道を維持管理しているそうです。最低でも、年に二、三回は水源地に足を運ぶそうです。もちろん、台風の時には必ず行かなければならぬそうです。その水源地というのが山を歩いて30分ほどかかるそうです。昔は、まだその山道を歩いていたのですが、最近は大変だということで、水道の管理が本当に苦になると言っておりました。

私は、以前にこの話を聞いたことがあります。今度、一般質問で水道のことを取り上げたいので、話を聞かせてもらいたいと。何なら例を挙げていいくですかといったら、もうぜひ挙げてくれと。課長の地元ですけどと言ったのですが、それでもいいから言ってくれということでありました。

これから先は聞いた話ですので、町側の意見は聞いておりません。間違っていたら申し訳ありません。数年ほど前から、近くに年中水が枯れない小谷があるそうです。そこを水源にして、水道を引き直してもらえないかという要望したと言っておりました。実際に現地も見に来たということありました。その後、どうするとかどうであったという返答を町から直接聞いていないということでございました。それがもし間違ってたら、申し訳ありません。それを踏まえて質問いたします。

この件は、別の議員の方からも、私がこのことを取り上げるといったら、同じよ

うなところが私たちも地区にあるから、ぜひ訴えてくれということでありました。ちなみにこういった31施設と20幾つの施設、どこが一番多いのかと聞いたところ、やはり西郷地区が一番多いと聞きました。

それでお伺いします。年々、巨大化する台風等の災害それから高齢化によって、将来的に水道施設の維持管理費の負担増が懸念されます。これは町もですし、その管理者等もです。小規模・個人水道の管理者、利用者の意向を把握して、それぞれの施設の今後の管理方法を協議していく必要があるかと思いますが、そのことについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

自然災害による被災した施設については、町の補助事業を活用することにより利用者的一部負担は必要ですが、施設の復旧を行うことができます。

今後のそれぞれの施設の管理の在り方については、現在、各施設はそれぞれの管理方法で違いがあるため、仮に管理を移行するとなつた場合は、今までの管理方法をそのまま受け継ぐことは難しいものと考えます。また、管理負担金についても今まで以上に費用がかさむことが予想されることから、現在よりも利用者負担が発生することが予想されます。水道管理者へは、現在ある町の補助事業のさらなる周知を行い、各施設に合う管理方法をいま一度、検討していただきたいと考えます。管理協議を行うことについて、否定するものではありません。費用負担も伴うことも伝えることは必要であると考えております。そういう要望が出てくれば、今の水源の確保ができれば管理はしやすくなる。町もそのような方法で動かなければならぬ。そしてまた、いろいろな補助も出さなければならない、管理で大変な部分が出てくるということです。

結局、その使用料が出てこなくても管理が出てくると。簡易水道は使用料を払っていれば、町が管理しているから管理する必要はない。昔はやはり地区で管理をしてたと。年1回ぐらいみんなで上がって、水源地やろ過槽の砂を全部上げて、洗って、また入れ直してという管理をしてきた経緯がございます。町に移管をして町でやってくれないかという話で現在、簡易水道になっているということで認識をしております。簡易水道はそれでいいとしても、いろいろな意味で不公平が生じているという現状もあります。どういう方法が一番ベストなのかという協議してまいりたいと思っております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

よく分かりました。今年の1月1日に発生した能登半島大震災、被害の状況等が今も報道されております。いろいろなライフラインの問題がありますが、やはり最終的に被災された人の意見を聞くと水のことを言っています。飲料水、風呂、それからトイレですね。本当に命の水といつても間違いないと思います。

私はこのことを何度も申しますが、台風の被害によって、いまだに不便な思いをしております西郷の上区、中区それから中渡川地区です。水道設備というのは、生活道のすぐ下に埋設したり、その脇にホースを通したりという方法で維持管理しています。台風災害等があると、水道は必ずやられてしまいます。今、中渡川地区は、水道の管理に行くために1時間15分かけて行かなければならなくなったりと笑いながら話をされておりました。再度、お願いでございます。先ほど私が申しましたように、本管につなぎ込めば町の簡易水道が利用できるのに、まだ大丈夫ですよおっしゃる地区もあるわけです。中には本当に高齢者で、もう本当に飲む水をどうしようかと心配されている地区もございます。

取りあえずこの18施設と31施設につきまして、現状、どのようにになっているのか。また、今後どのようにしてほしいのか、またどのようなことができるのか、せめて現状だけでも把握して、またそのことを話し合うことだけでも、その地区の人達にとっては大きな手助けになるのではないかと思います。最後になってしまいますが、その点についてだけ返答をお願いしたいのですが。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

平成19年度で31施設という話の中で、詳細は調査していないということあります。この31施設については、担当を回らせて、どういう現状なのか、そして要望はどうあるのか、現状と要望を聞いて、そして町でどういうことができるかと検討していきたいと思います。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【1番 若杉 伸児】

議長。

【議長 那須 富重】

1番、若杉 伸児議員。

【1番 若杉 伸児】

よく分かりました。今後とも、よろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わら

せていただきます。

【議長 那須 富重】

これで 1 番、若杉 伸児議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、明日 6 月 7 日金曜日は午後 3 時に本会議を開きます。時間をお間違えのないようお願ひいたします。

本日は、これにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(散会 : 午後 2 時 54 分)